

東京地裁昭和五五年(行ウ)第二五号、六〇・二・二一判決

判 決

原 告 オリエンタルモーター株式会社

被 告 中央労働委員会

参加人 総評全国金属労働組合茨城地方本部オリエンタル土浦分会

(主文)

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

(事実)

第一 当事者の求める裁判

(請求の趣旨)

1 被告が中労委昭和五三年(不再)第一号不当労働行為再審査申立事件について昭和五四年一二月一九日付でした命令を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

(請求の趣旨に対する被告及び参加人の答弁)

主文同旨

第二 当事者の主張

(請求原因)

1 参加人(以下「分会」という。)は、原告が昭和五一年二月六日以降分会からの団体交渉の申入れを拒否していることを理由に、茨城県地方労働委員会に対し、昭和五一年四月一二日、原告を被申立人として不当労働行為救済の申立をしたところ、同委員会は昭和五二年一二月二四日付で別紙(一)のと通りの命令を発した。原告が右命令を不服として被告に対し再審査の申立をしたところ、被告は別紙(二)のと通りの命令(以下「本件命令」という。)を発し、右命令書は昭和五五年一月二四日原告に送達された。

2 しかし、本件命令は以下に述べるとおり事実認定を誤り、判断を誤った違法があるから取り消されるべきである。

(組合事務所貸与の当事者について)

被告は、原告が分会の組合事務所を土浦事業所内に設置することを既に訴外総評全国金属労働組合千葉地方本部オリエンタル支部(以下「支部」という。)との交渉で了解し、両者間には右組合事務所の設置場所と広さの問題が残っているにすぎなかった旨認定している。しかし、原告が支部との交渉において組合事務所の貸与を了解したのは支部の組合事務所であって分会のそれではなく、しかも右了解は組合事務所の広さ、設置場所について合意に達していない以上、未だ契約としての効力もないものである。

(組合事務所貸与に関する原告と支部との交渉について)

被告は、原告は昭和五一年四月八日、同月一三日に行われた組合事務所に関する支部との団体交渉において、同年三月一八日付で支部に対してなした回答を最終案としてそれに固執するのみでおおよそ組合事務所貸与の問題について誠意ある団体交渉を行ったとはいえないから、結局昭和五〇年一月一一日以降支部との間で右の

問題につき団体交渉を行っていない旨認定しているが、原告は支部との間で組合事務所貸与の件について昭和五〇年五月一五日以降同五一年四月一三日まで一回の団体交渉を行い(その間事務折衝も行われている。)、右交渉の中で豊四季事業所における組合事務所設置の件と共に土浦事業所における組合事務所設置の件についても設置場所、貸与条件等を話し合い、その最終段階において右昭和五一年三月一八日付回答(使用貸借協定書案)を提示したが、支部がこれを不満として再考を申し入れてきたため貸与に至らなかったものである。しかも、その後も原告は支部との間で組合事務所貸与の件について、昭和五一年四月八日、同月一三日、昭和五二年七月五日、同月七日、同月一三日、同月一五日、同月二一日、同月二七日と団体交渉を行っているのであって、これら原告と支部との交渉経過と、組合事務所の貸与が便宜供与として組合に対する経費援助の例外とされ、その貸与条件も企業経営に支障を生じさせない範囲にとどまるべきものであるとされていることを考慮すると、支部こそが原告の譲歩の限界を無視し自己の主張に固執していたものというべきであって、原告としては支部との間で組合事務所貸与の件について誠意ある団体交渉を行ってきたものであり、被告の前示認定は誤りである。

(分会の原告への対応)

被告は、支部が昭和五〇年八月一二日原告に対し、事業所ごと交渉に関する支部の方針を記載した書面を提出し、土浦事業所の分会事務所の設置場所等については分会交渉に委ねたい旨説明しているから、支部が原告に示した事業所ごと交渉に関する方針と現実の対応との間にそごはない旨認定している。しかし、右認定には次のとおり誤りがある。即ち、

- (一) 支部からの右八月一二日の申入れの際には組合事務所の問題は含まれていなかったし支部が事業所ごとの交渉と言い出したのは、高松事業所における事業所長と組合員間の交渉問題においてであり、土浦事業所における組合事務所貸与の問題においてではなかった。しかも支部のいう事業所ごとの交渉とは、各事業所長と各分会との交渉を考えていたもので、原告と分会との交渉の話はなかったものである。
- (二) 更に被告の右認定は、組合内部の関係のみを判断したものであって、支部や分会の原告に対する対応や説明の有無及びその内容がどうであったか等を検討することなく一方的になされたもので、不当である。即ち、
 - (1) 分会は昭和五〇年九月三〇日労働組合として結成されたとされているが、原告は同年一月一八日分会役員の名簿の通知を受けたのみであり、この通知だけからは直ちに分会が自主独立の労働組合となったとは考えられなかった。更に原告は、同年一二月二日分会の加盟する上部組織が千葉地方本部から茨城地方本部に変更になった旨の通知に接し、ますます混乱した。分会はこのような状況を作しながら、原告に対してはその間の説明をしようともせず、一方的に団体交渉を要求する態度に終始したのである。
 - (2) 他方、支部にも分会と原告との交渉についての正常なルール作りに協力するという姿勢はみられず、むしろ組合の名を出せば団体交渉に応ずべきであるとの態度に固執し、原告が分会の権限や支部との関係について説明

を求めてもこれに応じず、支部及び分会の各規約の提出を求めてもこれに応じることはなかった。

- (3) このように名称変更があってもその間の説明もしない分会の実体は原告にとって全く不明の状態であった。

また、当時の分会規約からしても、分会はその決定事項については支部の承認を要するとされているなど、実体的にも支部からの独自性に欠けていた。

(まとめ)

以上のとおり、分会は、既に原告が支部との間で土浦事業所の組合事務所貸与の件につき十分に団体交渉を行っていたにもかかわらず、自らの組織体の内容や支部との関係、特に土浦事業所の組合事務所貸与の問題について交渉権限を有するかどうか等の説明もせず、原告を混乱させながら、しかも自らが交渉を担当する必要性も相当性もないのに、全く突如として原告に団体交渉を申し入れてきたのである。このような分会の従来交渉経過を無視し契約当事者の変更をも伴う一方的な団体交渉の申入れは信義則に反し、団体交渉権の濫用に当たるものというべきであって、原告が団体交渉を拒否したことには正当な理由がある。

よって、原告は本件命令の取消しを求める。

(請求原因に対する被告の認否及び主張)

請求原因 1 の事実は認め、同 2 は争う。

本件命令は違法な行政処分であり、処分理由は命令書記載のとおりであって、被告の認定した事実及び判断に誤りはなく、原告の主張は理由がない。

(請求原因に対する参加人の認否及び主張)

1 請求原因 1 の事実は認め、同 2 は争う。

2 参加人の主張

(組合事務所貸与の当事者について)

支部と原告との間では、分会が支部の下部組織であることを前提に、分会が使用するであろう組合事務所を土浦事業所に設置し貸与することは既に了解に達し、残された交渉事項は設置場所と広さという特定の事項にすぎなかった。分会は、かかる事項についての交渉を引き継ごうとしたものであり、このように途中から分会の如き下部組織が交渉を引き継ぐことは労使の団体交渉において間間あることであって何ら異とするに当たらず、まして原告を混乱させるものでもない。また、借主を分会とするか支部とするかについての原告の主張は全くの形式論であって、まず原告が分会の申し入れている団体交渉に応じ、その中での話し合いによって決定していけばよい問題である。

(組合事務所貸与に関する原告と支部との交渉について)

支部は、原告との間の昭和五〇年五月一五日の第一回団体交渉における組合事務所設置貸与に関する基本的了解を基に、更に原告との間で同年五月から六月にかけて組合事務所貸与協定締結に向けての団体交渉を行い、「豊四季事業所については松林の所に独立棟を建てる。それまでの間倉庫の一角を暫定的に組合事務所として貸与する。土浦事業所については別棟を建てることとし、その位置については現地

で協議する。」という合意に達した。しかし、その後原告は、労働組合を嫌悪し、これを破壊する方針に転換し、組合事務所貸与については便宜供与である点を強調し、支部規約の提出を求め、その提出のないことを理由に組合事務所貸与に関する支部との団体交渉を拒否し、或いは形式的な団体交渉に終始する態度に出た。そして原告は、昭和五一年三月一八日には支部に対し一方的に最終案として使用貸借協定書案なる回答書を渡したまま、この回答書に関し支部が原告に団体交渉を申し入れたのに対しても、右回答書にて回答済みとの文書による回答のみで団体交渉にも応じなかった。その後同年四月八日、同月一三日に行われた団体交渉において、組合事務所貸与の件が議題とされたが、原告は右回答書が最終回答であるとの態度に固執し、これにつき誠意のある団体交渉を行わなかった。

(分会の原告への対応)

原告は、全社的には支部が存在し、その下には各事業所ごとに下部組織としての分会が存在していることを充分知悉していた。このことを前提に、支部は原告に対し、組合事務所問題を含む土浦事業所に関する問題は分会と交渉するよう申し入れていたものであり、分会もまたそれまで再三その旨を原告に対し文書で申し入れていたものであって、この点について支部・分会の意見が一致していたことは原告においても理解していたものである。したがって、分会が原告に対してなした昭和五一年二月六日以降の団体交渉の申入れが、従来支部が原告との間で行ってきた団体交渉を分会が引き継ぐものであることは原告の理解していたところであり、原告の認識に混乱はなかった。

なお、原告は、支部と分会の関係についての説明がなかったとか、組合規約の提出がなかった等として団体交渉の拒否を正当化しようとしているが、これらはいずれも分会との団体交渉を開いた上で説明を求めれば足りる事項である。

しかも、原告は分会に対し、分会の規約の提出を求めたことはなく、原告としては分会を全く相手にもしようとしめない態度をとり続けてきたものである。

以上のとおりであるから、原告の主張は理由がない。

第三 証拠

本件記録中の書証目録及び証人等目録の記載のとおりであるから、これらを引用する。

(理由)

一 請求原因 1 の事実は当事者間に争いがない。

そこで、本件命令の基礎となった事実関係等について検討する。

いずれも成立に争いのない甲第四号証の一ないし四、同第一八号証、同第二七号証、乙第一五号証、同第一七ないし第二七号証、同第二九ないし第五一号証、同第五三ないし第六二号証、同第六四号証、同第七〇ないし第七二号証、同第七六号証、同第九六号証、同第九八号証、同第一〇三、一〇四号証、同第一一〇号証、同第一二二号証、同第一二四号証、同第一三一ないし第一四一号証、同第一六九号証、丙第六号証の二、同第一六ないし第一八号証の各一、二、同第二三号証、同第四六ないし第八七号証、同第九三ないし第一三八号証、同第一四一号証の一、二、同第一四二号証、参加人との間では成立に争いがなく、被告との間では証人 X1 の証言(第

一回)により真正に成立したものと認められる甲第一二、一三号証、参加人との間では成立に争いがなく、被告との間では弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲第二号証、同第七、八号証、同第九号証の一ないし三、同第一〇号証、同第一四号証、同第二一号証、証人 X1 の証言(第一回)により真正に成立したものと認められる甲第一一号証、同第一五ないし第一七号証、同第一九、二〇号証、証人 X2 の証言により真正に成立したものと認められる丙第四五号証、同第八八号証、証人 X1(第一回)、同 X3、同 X2 の各証言(但し、証人 X1(第一回)、同 X3 の各証言中後記措信しない部分を除く。)並びに弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

1 原告は千葉県柏市に主たる営業所及び豊四季事業所を、茨城県土浦市、香川県高松市、山形県鶴岡市に事業所を置き、精密小型モーターの製造販売等を業とする会社である。支部は、昭和四九年一二月二二日原告に勤務する従業員をもって結成された労働組合であり、右土浦、高松の各事業所にはその下部組織としてそれぞれの分会がある。

2 支部と原告は昭和五〇年五月一五日第一回の団体交渉を行い、その際、原告は支部に対し、土浦事業所・豊四季事業所の二か所に組合事務所を設置し貸与することを基本的に了解した。そして、双方は、設置場所等について更に検討を加えるため、その後も継続的に交渉をもつこととなった。その後同月二八日、同年六月五日、同月一〇日に両者間で団体交渉が行われたが、その間豊四季事業所における組合事務所の具体的な設置場所の検討や使用貸借協定書案の逐条ごとの検討もなされた。ところで支部は、この頃から事業所単位の問題については各事業所の分会がそれぞれの事業所長との間で交渉を行うとの方針をとるようになり、同年七月一七日には原告に対し事業所ごとの交渉を議題とする団体交渉を申し入れ、同月二四日原告・支部間で同問題についての団体交渉が行われた。右団体交渉において原告は、事業所ごとの交渉は何が各事業所独自の問題か不明である上、事業所ごとの問題であっても、事は労使間の問題であり、重要であるから全社的に扱わざるを得ないとして、団体交渉は従来通り事業所長ではなく本社(原告)と支部との間で行うべきである旨主張したため、支部との間で意見の一致をみることはなかった。また、この点について原告は同年八月五日支部に対し文書で右と同旨の回答を行い、支部も原告に対し同月一二日付文書で各事業所に限られる労働条件及び施設に関する事項については各事業所における所長と分会間の交渉に委ねること、但し、協議事項が全社に及ぶ場合には本社(原告)と支部間で交渉を行うものとする、との考えを明らかにした。そして同月二一日、支部は再び原告に対し、事業所ごとの交渉の件、高松事業所における組合事務所及び掲示板設置の件を議題とする団体交渉を申し入れ、更に同月二六日には支部執行委員長 X3 及び土浦分会代表者 X4 の連名により、原告に対し、土浦分会は組合事務所の設置場所としてコンプレッサー室と塗装工場間の空地を要求するとの要求書を出した。

3 次いで支部は、同年八月二八日、原告に対し事業所ごとの交渉の件、高松事業所における組合事務所及び掲示板設置の件を議題とする団体交渉を申し入れた。

ところで、原告は以前から支部に対して組合規約の提出を求め、一方支部は組合内部の問題であるとの理由からこれを拒否していたが、原告は右団体交渉の申入れに対して、同年九月四日付文書をもって、支部が組合規約を提出しない以上適法な組合か否か不明であり、かかる組合との団体交渉には応じられないとの回答を示して、これを拒否した。更に原告は、同月九日には全社員に対し、「社員の皆様へ」と題する書面を配布し、組合規約を提出しない支部は適法な組合であるかどうか疑問がある旨の考えを示した。これに対して支部は、同月九日原告に対し、右一連の行為に抗議するとともに、組合規約提出の件、事業所ごとの交渉の件等を議題とする団体交渉を申し入れた。右申入れに対し原告は、同月一〇日組合規約提出の件については団体交渉事項ではない旨、また、事業所ごとの交渉の件については回答済みである旨回答した。なお支部は原告との間で組合規約提出の件をめぐって事務折衝を行ったが、原告の歩み寄りは見られず、支部も支部及び分会の機構等について明らかにしないばかりか、むしろ組合員が交渉を申し入れる以上原告は当然に交渉に応ずべきであるとの態度に終始した。こうした中で支部はその後原告に対し、改めて組合規約提出の件、事業所ごとの交渉の件等について団体交渉を申し入れたが、原告は右一〇日付の回答と同旨の回答を繰り返すだけであった。

その後、支部は原告との間で昭和五〇年十一月一日団体交渉を行ったが、原告は組合事務所の設置貸与の件については貸与することは便宜供与であることを強調するとともに、貸与については組合規約及び組合員名簿の提出が必要であり、提出のない限り貸与はできないとの立場を繰り返し、また、事業所ごとの交渉については各事業所の所長には交渉権限を与えていないこと及び労使問題は本社(原告)と支部との間で交渉を行えば足りる問題であるとしてこれを拒否し、他方支部も従前の見解を繰り返したため、両者間に意見の一致はみられなかった。次いで同月二一日に行われた支部・原告間の団体交渉においても、支部は原告から組合規約の提出を求められたがこれを拒否し、またその機構についても原告が納得するような説明をしなかった。

その後支部は、原告に対し、組合事務所貸与の件について同年一月二五日、翌五年二月二三日、同年三月五日それぞれ団体交渉の申入れをしたところ、原告は検討中という回答を繰り返していたが、同月一八日付で豊四季及び土浦の両事業所における組合事務所の貸与につき具体的な協定書案を提示するに至った。しかし、支部は、右協定書案について、設置場所・広さについて不満があったことから、同月二五日付で原告に対し、右両事業所の組合事務所貸与の件を議題とする団体交渉を申し入れたが、原告は右協定書案により回答済みであるとの態度を示し、これに応じなかった。また、同年四月一三日の支部と原告との団体交渉においても、組合事務所貸与の件を議題として交渉の機会が持たれたが、原告側は組合事務所の貸与は便宜供与であることを強調し、その内容についても支部の説明要求に対して広さについては建築基準法上の問題があると述べた程度にとどまり、概ね右協定書案に調印すれば貸与するとの態度に終始し、話し合いに進展はみられなかった。

その後支部は原告に対し、同年五月一日事業所ごとの交渉等を議題とする団体交渉を申し入れ、更に同年七月二六日「支部組合事務所の設置の件」として、土浦事業所における組合事務所貸与の件を除いた組合事務所設置の件を議題とする趣旨の団体交渉の申し入れをした。

- 4 分会は土浦事業所に勤務する支部組合員によって結成され、支部の下部組織として活動していたが、昭和五〇年九月一二日分会規約を作成し、同年九月三〇日分会大会を開催して総評全国金属労働組合千葉地方本部オリエンタル支部土浦分会なる名称の労働組合として成立し、右の名の下に同年十一月八日原告に対し執行委員長、副執行委員長、書記長等の役員名を通知した。その後分会は、同年一二月二二日原告に対し、同年十一月二一日付で総評全国金属労働組合茨城地方本部に加盟した旨の通知をした。

ところで分会は、同年一〇月九日付で土浦事業所長に対し、「組合事務所について」を議題として団体交渉を申し入れたところ、原告から同月一六日付で、原告は同一内容の要求を支部から受けていること、労使間の問題は重要であるから回答・交渉は本社(原告)において支部との間で行うこと、事業所長には交渉権限、妥結権限等一切の権限を付与していないこと、新たな要求については支部から社長宛に提出するようにすること、との回答・通告があった。そこで分会は、昭和五一年二月六日、一二日に原告に対し、分会名で分会の組合事務所に関し、「土浦分会は組合事務所設置場所としてコンプレッサー室と塗装工場間の空地を要求する。」旨の要求書を提出するとともに、右要求書を議題とする団体交渉の申し入れをしたところ、同月一七日原告は分会に対し、「各事業所の労使間の問題については本部(支部)から団交議題として申し入れがあり、会社と本部(支部)との間で合意解決している」旨、また「要求事項及び団交の申入れは本部(支部)を通じてされたい」旨回答した。なお分会は、同月一九日付で同旨の要求及び団体交渉の申し入れを原告に対して行い、同年三月一日には原告及び土浦事業所長宛にそれぞれ要求書を出したりした。分会はその後も土浦事業所長宛に同年四月一〇日、同月二一、二二日、同年五月一日それぞれ要求書及び団体交渉申入書を提出したが、同所長からは交渉権限がないので団体交渉はできない旨の回答が出されたに過ぎなかった。

この間原告は分会に対し、支部との関係、交渉配分、権限等について説明を求めることも、また組合規約の提出を求めることもしなかったし、また分会も原告に対し、自己の立場や支部との交渉事項の配分等について説明することも、組合規約を提出して自らこの点を明らかにすることもしなかった。

なお分会の要求事項の一つである土浦事業所従業員の配置転換の問題については、昭和五〇年一〇月六日付要求書の中では豊四季、高松の各分会要求と併記の上分会要求として表示されて支部名で原告に要求がなされ、また同月九日付の同要求事項についての要求書及び団体交渉申入書では支部及び分会名で原告に対してなされているのである。そして、同年の年末一時金の要求については支部名のみでなされている。しかも分会の当時の規約には、分会で決定した事項についても支部の承諾を必要とする事項もあると解釈されていてその運用は必ずしも明確

なものではなかった。

5 本件に関しては、その後昭和五七年一月二〇日付で東京高等裁判所から原告に対し、分会と同分会組合事務所貸与の件に関して速やかに誠意ある団体交渉を行わなければならない、とする本件命令に従わなければならない、との緊急命令が発せられ、これを受けた形で同年三月一八日分会と原告との間において団体交渉が行われたが、原告は、これはあくまでも右緊急命令の履行として仮に行うものであるとの考えであり、またその交渉自体も分会に組合事務所を貸与しないとの結論を表明するにすぎなかった。その後現在に至るまで、分会或いは支部等から分会の組合事務所貸与の件について分会との団体交渉を行うよう数多くの申入れがなされたが、原告は右緊急命令は右の団体交渉によって履行済みであり、またその件については既に原告の結論を伝達してあるとして、組合事務所貸与の件に限らず、分会との団体交渉を拒否し続けている。

以上の事実が認められ、右認定に反する証人 X1(第一回)、同 X3 の各証言部分は前掲各証拠に照らしてたやすく措信し得ず、他に右認定を覆すに足りる証拠はない。

二 以上認定の事実関係に基づき、原告の本件団体交渉の拒否が不当労働行為に該当するか否かを検討する。

前認定のとおり原告は分会からの団体交渉の申入れに応じなかったものであるところ、原告は右申入れは実体の全く不明な分会が従前から支部との間で行われていた交渉に一方的に入り込んできたものであり、しかも支部との間では団体交渉が継続されているのであるから、分会の団体交渉に応じないことについては正当の理由がある旨主張する。なるほど、原告は土浦事業所に支部の組合事務所を設置貸与することについて、支部との間で昭和五〇年五月一五日以降団体交渉を続け、分会成立後も支部との間で団体交渉を行っていたこと、分会はそうした中で組合事務所設置貸与の件を議題とする団体交渉を申し入れながら、支部とは法人格が別であってその加盟する上部団体をも異にする等の事情があるにもかかわらず、支部・分会の関係や交渉権限の配分等につき十分な説明もしていないこと、分会自体必ずしも支部から完全に独立した組織体といえるものではなかったこと、したがって、原告の分会に対する理解が必ずしも十分でなかったこと等からすると分会の団体交渉の申入れには不適切な面がなかったとはいえない。しかしながら原告は、組合事務所貸与の件に関する支部との団体交渉については、組合規約の不提出を理由にこれを拒否したり、自らの回答書に固執してその進展を図ろうとしなかったこと、また、原告は支部が示した、各事業所長と各分会とが事業所ごとに交渉するという提案についてはこれを拒否し、すべて原告と支部との間で交渉を行うとする立場であったこと、そして原告は分会からその役員の通知を受け、分会が執行委員長等の執行機関を有し土浦事業所の従業員によって構成される組織体である旨の通知に接し、更にその後分会自体が支部とは異なる上部団体に加盟した旨の通知にも接していることからすれば、分会は支部の下部組織ではあっても支部からある程度独立した労働組合であることも認識し、又は認識し得たものと推認できること、しかも分会の組合事務所に関する要求事項はその内容からして従前の支部・原告間の交渉を前提とするものであって、その交渉を引き継ぐ趣旨で分会が団体交渉を申入れていること、

原告も分会の右申入れがそのような趣旨であるものと理解した上で、これを事業所ごとの交渉の問題と同様に扱い、支部と交渉中であること等を理由にその申入れを拒否していること、また、原告は分会に対し、その交渉権限の有無等を問うことすらなかったこと等を総合すると、支部と原告との交渉に進展がみられない状況で分会が同一議題についてではあるが自らの問題として原告に団体交渉を申し込むことは首肯できる上、前示のとおり分会の団体交渉の申入れには不適切な面も見られるものの、原告に分会の組合事務所貸与に関する団体交渉の申入れに対応できない程の認識の混乱や権限の不明確さがあったものということとはできない。むしろ原告としては、その後における分会との団体交渉への対応等をも勘案すると、すべての交渉は原告と支部との間でしか行わないとの基本的な立場から分会の団体交渉の申入れを拒否したものといわざるを得ず、かような事情の下では分会の団体交渉申入れが、その必要性、相当性を欠くものとも、またそれが信義則に反し、権利の濫用となるものとも認められないものというべきである。したがって原告は正当な理由なく団体交渉を拒否したものというべく、原告の右交渉の拒否は労働組合法七条二号に該当する不当労働行為であるというべきである。

以上のとおりであるから、本件命令に原告の主張するような違法はなく原告の本件請求は理由がない。

三 よって、本訴請求を棄却することとし、訴訟費用(参加によって生じた費用を含む)の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条、九四条を各適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第一一部

(別紙省略)